談

匪 せ

現況届は1年に1度の 史新の手続きです。

児童手当を受給するためには 受給していた方で、引き続き 旬に現況届を郵送にて送付し 況届の提出が必要となります 6月に更新の手続きとなる現 5月31日現在、 対象となる方には、6月中 児童手当を

■全員が提出する書類 現況届

の国民健康保険に加入の 保険者証のコピー 受給者(保護者) の健康被 (下野市

■該当する方が提出する書類

った場合 1月1日時点で下野市になか 保護者の住民票が平成28年

得証明書 平成28年度の児童手当用所

【受給者と児童が別居してい

別居監護申立書

る場合 住民票(本籍・続柄記載) 児童の属する世帯全員分の

なお、個人番号(マイナン

が記載されている書類

※受給者の配偶者が当該受給

書留郵便」で送付願います。 を郵送する場合には、「簡易

※下野市内で別居の場合には 記載が必要になります。 立書に別居している者の個 と別居している場合は、 人番号(マイナンバー) 受給者が児童および配偶者 可能です。 住民票等の提出は省略が 書は省略が可能です。 0) 申

※その他の書類が必要となる 場合があります。

提出方法 提出は、 同封の返信用封筒

をご利用ください。

提出の際

送での提出にご協力ください だくこともありますので、郵 付しますが、混雑が予想され う確認のうえ、ご提出くださ は、提出書類に不足のないよ こども福祉課の窓口でも受 混雑時にはお待ちいた

送付します。

問い合わせ先 こども福祉課

7

分の児童手当用所得証明 る場合には、配偶者の方の 者の扶養親族になってい

が必要となります。消滅通知 者から配偶者への変更手続 者の変更手続 までの手当額と6月分以降の ・所得の審査の結果、 せん。ただし、 新結果の通知の送付はありま と受給者変更に必要な書類を 以上であった場合には、 の方の所得が所得制限限度額 認定通知書を送付します。 手当額に変更のある場合には は通知を送付します。 手当が支給される方へは、 たし、継続して6月分以降の 所得の審査の結果、 審査の結果、受給要件を満 (今までの受給 左記の場合に 配偶者 5月分 受給 更

提出期限 6月30日休

現況届提出後について

例年、多くの方から、

現況届に関するQ&A

問い合わせをいただく 質問です。

Q:現況届を提出しないとどうなりますか?

▲:平成28年6月分(10月振込分)以降の手当の支給が一時差止となります。必ずご提出ください。

Q:提出書類に不足があった場合はどうなりますか?

▲:不足書類がある場合には、審査保留となります。こども福祉課より不足書類提出の通知が届いた方は、 速やかに不足書類をご提出ください。提出が遅れた場合には、10月の振込が遅れる場合があります (11月以降の振込となります)。

Q:転入の際に児童手当用所得証明書を提出したのですが、現況届提出時にも提出が必要ですか?

▲ : 転入の際に提出いただいた所得証明書は、平成27年度の児童手当用所得証明書(平成26年中の所得 を証明する所得証明書)となります。現況届の際に提出する所得証明書は、平成28年度の児童手 当用所得証明書(平成27年中の所得を証明する所得証明書)であり年度が異なるため、平成28年1 月1日時点で下野市に住民登録がなかった方は提出が必要です。なお、児童手当用の所得証明書は、 多くの市区町村において、郵送で取得することができますので取得先の各市区町村にお問い合わ せください。